

資料 1

報告事項 1 ウイルス性肝炎対策の重点推進について

1 概要

- (1) 令和4年7月6日に開催した令和4年度北海道肝炎対策協議会において出された意見を踏まえ、令和4年10月4日付け感染症第3081号により、保健所、市町村、肝疾患に関する専門医療機関及び肝炎医療コーディネーターに対し、積極的な取組の協力を依頼した。

令和4年10月4日付け通知の依頼内容

依頼先	依頼内容
保健所	① 保健所での肝炎ウイルス検査の実施・周知 ② ①で陽性が判明した方への受診勧奨 ③ 定期的な医療機関への受診勧奨
市町村	① 市町村での肝炎ウイルス検査の実施 ② ①で陽性が判明した方への受診勧奨及び定期的な医療機関への受診勧奨等のフォローアップ ③ 肝炎ウイルス検査の委託先医療機関に対し、陽性者への精密検査受診勧奨等の働きかけの協力依頼
うち札幌市	札幌市は、検査体制が整備されているので、③及び④のみ依頼。
肝疾患に関する専門医療機関	① 肝炎ウイルス検査の実施 ② 陽性者への精密検査等の受診勧奨 ③ 定期的な医療機関への受診勧奨 ④ 手術前検査で陽性が判明した方への受診勧奨
肝炎医療コーディネーター	※ 次の事項に関し、各所属先での可能な対応の実施 ① 肝炎ウイルス検査の実施 ② 陽性者への精密検査等の受診勧奨 ③ 定期的な医療機関への受診勧奨 ④ 手術前検査で陽性が判明した方への受診勧奨

- (2) 令和5年3月27日付け感染症第5962号により、保健所、市町村、肝疾患に関する専門医療機関に対し、肝炎ウイルス検査の結果を踏まえた受診・フォローアップの推進等の医療機関管理者への協力を依頼した。

資料 1

感染症 第 3081 号
令和 4 年（2022 年）10 月 4 日

各総合振興局（振興局）保健環境部長 様
地域保健室長 様

保健福祉部感染症対策局感染症対策課長

ウイルス性肝炎対策の重点取組の推進について（依頼）

本道のウイルス肝炎の対策を協議するため、令和 4 年 7 月に北海道肝炎対策協議会を開催し、ウイルス性肝炎対策の推進に関し協議を行ったところです。

協議において、肝炎ウイルス検査の実施件数が近年減少傾向にあること、また、市町村が実施する肝炎ウイルス検査や手術前の検査で、陽性と判明した後に専門の医療機関への受診が確認できていない事例があるとの意見があり、この度、次のとおり肝炎ウイルス検査の実施体制の強化を進めることとしました。

つきましては、管内市町村に対し、ウイルス検査を実施及び対象住民への受診勧奨、陽性者に対する専門の医療機関への受診勧奨を行うよう周知願います。

なお、保健所で実施している肝炎ウイルス検査においても、同様の対応をお願いします。

また、当課より、肝疾患に関する専門医療機関及び肝炎医療コーディネーターに対しても同様の通知をしておりますことを申し添えます。

記

1 重点取組内容

別紙「ウイルス性肝炎対策の重点取組の推進について（検査体制・医療体制イメージ）」のとおり

実施先	実施内容
保健所	④ 保健所での肝炎ウイルス検査の実施・周知 ⑤ ①で陽性が判明した方への受診勧奨 ⑥ 定期的な医療機関への受診勧奨
市町村	④ 市町村での肝炎ウイルス検査の実施 ⑤ ①で陽性が判明した方への受診勧奨及び定期的な医療機関への受診勧奨等のフォローアップ ⑥ 肝炎ウイルス検査の委託先医療機関に対し、陽性者への精密検査受診勧奨等の働きかけの協力依頼
肝疾患に関する専門医療機関	⑤ 肝炎ウイルス検査の実施 ⑥ 陽性者への精密検査等の受診勧奨 ⑦ 定期的な医療機関への受診勧奨 ⑧ 手術前検査で陽性が判明した方への受診勧奨
肝炎医療コーディネーター	※ 次の事項に関し、各所属先での可能な対応の実施 ⑤ 肝炎ウイルス検査の実施 ⑥ 陽性者への精密検査等の受診勧奨 ⑦ 定期的な医療機関への受診勧奨 ⑧ 手術前検査で陽性が判明した方への受診勧奨

2 添付資料

- (1) 市町村宛て通知
- (2) 「健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診等の実施について（平成 20 年 3 月 31 日健発第 03310009 号厚生労働省健康局長通知）」別紙「肝炎ウイルス検診等実施要領」
- (3) 参考通知：（肝疾患に関する専門医療機関、肝炎医療コーディネーター宛て通知）
- (4) 参考資料：肝炎対策協議会設置要綱・構成員名簿
- (5) 令和 4 年度肝疾患に関する専門医療機関一覧

感染症対策係
担当：佐藤

Tel：011-231-4111 内線(25-534)

資料 1

感染症第 3081 号
令和 4 年（2022 年）10 月 4 日

各市町村ウイルス性肝炎対策主管課長 様

北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課長

ウイルス性肝炎対策の重点取組の推進について（依頼）

本道のウイルス肝炎の対策を協議するため、令和 4 年度北海道肝炎対策協議会を開催し、ウイルス性肝炎対策の推進に関し協議を行ったところです。

協議において、肝炎ウイルス検査の実施件数が近年減少傾向にあること、また、市町村が実施する肝炎ウイルス検査で陽性と判明した後に専門の医療機関への受診が確認できていない事例があるとの意見があり、この度、次のとおり肝炎ウイルス検査の実施体制の強化を進めることとしました。

つきましては、次のとおり、貴市町村で実施する肝炎ウイルス検査の積極的な実施等により、ウイルス性肝炎対策の取組の一層の推進をお願いします。

記

1 重点取組内容

- (1) 住民に対し、「健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診等の実施について（平成 20 年 3 月 31 日健発第 03310009 号厚生労働省健康局長通知）」の別紙「肝炎ウイルス検診等実施要領」（以下、「実施要領」と言う。）に基づく肝炎ウイルス検査の積極的な実施。
- (2) 肝炎ウイルス検査における陽性者に対する精密検査等、受診勧奨の実施及び実施要領に基づく陽性者のフォローアップの確実な実施。
- (3) 肝炎ウイルス検査を医療機関等へ委託している場合、委託先である医療機関等においても陽性者に対し、精密検査を受検するよう勧奨すること。

2 添付資料

- (1) 「健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診等の実施について（平成 20 年 3 月 31 日健発第 03310009 号厚生労働省健康局長通知）」別紙「肝炎ウイルス検診等実施要領」
- (2) 参考資料：肝炎対策協議会設置要綱・構成員名簿
- (3) ウイルス性肝炎対策の重点取組の推進について（検査体制・医療体制イメージ）
- (4) 令和 4 年度肝疾患に関する専門医療機関一覧

感染症対策係
担当：佐藤
Tel : 011-231-4111 内線(25-534)

資料 1

感染症 第 3081 号
令和 4 年（2022 年）10 月 4 日

札幌市保健所ウイルス性肝炎対策主管課長 様

北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課長

ウイルス性肝炎対策の重点取組の推進について（依頼）

本道のウイルス肝炎の対策を協議するため、令和 4 年度北海道肝炎対策協議会を開催し、ウイルス性肝炎対策の推進に関し協議を行ったところです。

協議において、肝炎ウイルス検査の実施件数が近年減少傾向にあること、また、市町村が実施する肝炎ウイルス検査や手術前の検査で、陽性と判明した後に専門の医療機関への受診が確認できていない事例があるとの意見があり、この度、次のとおり肝炎ウイルス検査の実施体制の強化を進めることとしました。

つきましては、次のとおり、貴市におけるウイルス検査の積極的な周知・実施及び陽性が確認された方に対する専門の医療機関への受診勧奨等、ウイルス性肝炎対策の一層の推進をお願いします。

記

1 重点取組内容

- (1) 肝炎ウイルス検査における陽性者に対する精密検査等、受診勧奨の実施及び陽性者へのフォローアップの実施。
- (2) 肝炎ウイルス検査を医療機関等へ委託している場合、委託先である医療機関等においても陽性者に対し、精密検査の受診勧奨。

2 添付資料

- (1) 参考資料：肝炎対策協議会設置要綱・構成員名簿
- (2) ウイルス性肝炎対策の重点取組の推進について（検査体制・医療体制イメージ）
- (3) 令和 4 年度肝疾患に関する専門医療機関一覧

感染症対策係

担当：佐藤

Tel : 011-231-4111 内線(25-534)

資料 1

感染症第 3081 号
令和 4 年（2022 年）10 月 4 日

肝疾患に関する専門医療機関の長 様

北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課長

ウイルス性肝炎対策の重点推進について（依頼）

本道における肝炎対策の推進につきまして、日頃から、格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本道のウイルス肝炎の対策を協議するため、令和 4 年度北海道肝炎対策協議会を開催し、ウイルス性肝炎対策の推進に関し協議を行ったところです。

協議において、肝炎ウイルス検査の実施件数が近年減少傾向にあること、また、市町村が実施する肝炎ウイルス検査や手術前の検査で、陽性と判明した後に専門の医療機関への受診が確認できていない事例があるとの意見があり、この度、次のとおり肝炎ウイルス検査の実施体制の強化を進めることとしました。

つきましては、次のとおり、貴院におけるウイルス検査の積極的な周知・実施及び陽性が確認された方に対する精密検査等の受診勧奨等、ウイルス性肝炎対策の取組の一層の推進をお願いします。

なお、道において、次のとおり「肝疾患連携拠点病院」を指定しておりますので、拠点病院と連携の上、肝炎医療の一層の推進をお願いします。

記

1 重点取組内容

- (1) 肝炎ウイルス検査における陽性者に対する精密検査等、受診勧奨の実施及び陽性者のフォローアップを確実に実施すること。
- (2) 肝炎ウイルス陽性者への精密検査等の受診勧奨・定期的な受診の勧奨を行うこと。
- (3) 術前検査等において、肝炎ウイルス検査を実施する診療科と連携し、肝炎ウイルス陽性者を探知した際には、精密検査等を行うための受診勧奨を行うこと。

2 肝疾患連携拠点病院

- (1) 北海道大学病院（肝疾患相談センター）
札幌市北区北 14 条西 5 丁目（TEL：011-706-7788）
- (2) 旭川医科大学病院（肝疾患相談支援室）
旭川市緑が丘東 2 条 1 丁目 1 番 1 号（TEL：0166-69-3111）
- (3) 札幌医科大学附属病院（肝疾患センター）
札幌市中央区南 1 条西 16 丁目 291 番地（TEL：011-611-5700）

3 添付資料

- (1) 参考資料：肝炎対策協議会設置要綱・構成員名簿
- (2) ウイルス性肝炎対策の重点取組の推進について（検査体制・医療体制イメージ）
- (3) 令和 4 年度肝疾患に関する専門医療機関一覧

感染症対策係
担当：佐藤
Tel：011-231-4111 内線(25-534)

資料 1

感染症第 3081 号
令和 4 年（2022 年）10 月 4 日

北海道肝炎医療コーディネーター 各位

北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課長

ウイルス性肝炎対策の重点推進について（依頼）

本道における肝炎対策の推進につきまして、日頃から、格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本道のウイルス肝炎の対策を協議するため、令和 4 年 7 月に北海道肝炎対策協議会を開催し、ウイルス性肝炎対策の推進に関し協議を行ったところです。

協議において、肝炎ウイルス検査の実施件数が近年減少傾向にあること、また、市町村が実施する肝炎ウイルス検査や手術前の検査で、陽性と判明した後に専門の医療機関への受診が確認できていない事例があるとの意見があり、この度、次のとおり肝炎ウイルス検査の実施体制の強化を進めることとしました。

つきましては、北海道肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱第 3 条に掲げる活動内容に併せ、次のとおり重点的取組を進めることとしましたので、御協力をお願いします。

なお、道において、次のとおり「肝疾患連携拠点病院」を指定しておりますので、拠点病院と連携の上、肝炎対策の一層の推進をお願いします。

記

1 重点取組内容

- (1) 所属機関において、肝炎ウイルス検査における陽性者に対する精密検査等、受診勧奨の実施及び陽性者のフォローアップを確実に実施すること。
- (2) 肝炎ウイルス陽性者への精密検査等の受診勧奨・定期的な受診の勧奨を行うこと。

2 肝疾患連携拠点病院

- (1) 北海道大学病院（肝疾患相談センター）
札幌市北区北 14 条西 5 丁目（TEL：011-706-7788）
- (2) 旭川医科大学病院（肝疾患相談支援室）
旭川市緑が丘東 2 条 1 丁目 1 番 1 号（TEL：0166-69-3111）
- (3) 札幌医科大学附属病院（肝疾患センター）
札幌市中央区南 1 条西 16 丁目 291 番地（TEL：011-611-5700）

3 添付資料

- (1) 参考資料：肝炎対策協議会設置要綱・構成員名簿
- (2) ウイルス性肝炎対策の重点取組の推進について（検査体制・医療体制イメージ）
- (3) 令和 4 年度肝疾患に関する専門医療機関一覧

4 参考

北海道肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱

感染症対策係

担当：佐藤

Tel：011-231-4111 内線(25-534)

資料 1

感染症第 5962 号
令和 5 年（2023 年）3 月 27 日

各総合振興局（振興局）保健環境部長 様
地域保健室長 様

北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課長

手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果を踏まえた受診・受療・フォローアップの推進等の医療機関管理者への協力依頼について

このことについて、令和 4 年度北海道肝炎対策協議会の協議を踏まえ、令和 4 年（2022 年）10 月 4 日付け感染症第 3081 号「ウイルス性肝炎対策の重点推進について（依頼）」により、術前検査等において、肝炎ウイルス検査を実施する診療科と連携し、肝炎ウイルス陽性者を探知した際には、精密検査等を行うための受診勧奨を行っていただく旨、肝疾患に関する専門医療機関及び肝炎医療コーディネーターに対し、通知をしたところです。

今般、令和 5 年 3 月 9 日付け健が発 0309 第 2 号「手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果を踏まえた受診・受療・フォローアップの推進等の医療機関管理者への協力依頼」が通知されました。

つきましては、貴所管内で手術前等に肝炎ウイルス検査を実施する医療機関及び郡市医師会に対し、周知願います。

記

1 添付書類

- （1）令和 5 年 3 月 9 日健が発 0309 第 2 号厚生労働省健康局がん・疾病対策課長通知「手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果を踏まえた受診・受療・フォローアップの推進等の医療機関管理者への協力依頼」
- （2）肝炎対策の推進に関する基本的な指針
- （3）令和 4 年（2022 年）10 月 4 日付け感染症第 3081 号北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課長通知「ウイルス性肝炎対策の重点推進について（依頼）」

感染症対策係
担当：佐藤
Tel：011-231-4111 内線(25-534)

資料 1

感染症第 5962 号
令和 5 年（2023 年）3 月 27 日

保健所設置市ウイルス性肝炎対策主管課長 様

北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課長

手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果を踏まえた受診・受療・フォローアップの推進等の医療機関管理者への協力依頼について

このことについて、令和 4 年度北海道肝炎対策協議会の協議を踏まえ、令和 4 年（2022 年）10 月 4 日付け感染症第 3081 号「ウイルス性肝炎対策の重点推進について（依頼）」により、術前検査等において、肝炎ウイルス検査を実施する診療科と連携し、肝炎ウイルス陽性を探知した際には、精密検査等を行うための受診勧奨を行っていただく旨、肝疾患に関する専門医療機関及び肝炎医療コーディネーターに対し、通知をしたところです。

今般、令和 5 年 3 月 9 日付け健が発 0309 第 2 号「手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果を踏まえた受診・受療・フォローアップの推進等の医療機関管理者への協力依頼」が通知されました。

つきましては、貴市管内で手術前等に肝炎ウイルス検査を実施する医療機関及び郡市医師会に対し、周知願います。

記

1 添付書類

- （1）令和 5 年 3 月 9 日健が発 0309 第 2 号厚生労働省健康局がん・疾病対策課長通知「手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果を踏まえた受診・受療・フォローアップの推進等の医療機関管理者への協力依頼」
- （2）肝炎対策の推進に関する基本的な指針
- （3）令和 4 年（2022 年）10 月 4 日付け感染症第 3081 号北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課長通知「ウイルス性肝炎対策の重点推進について（依頼）」

感染症対策係

担当：佐藤

Tel：011-231-4111 内線(25-534)

資料 1

感染症第 5962 号
令和 5 年（2023 年）3 月 27 日

肝疾患診療連携拠点病院の長 様
肝疾患に関する専門医療機関の長 様

北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課長

手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果を踏まえた受診・受療・フォローアップの推進等の医療機関管理者への協力依頼について

本道における肝炎対策の推進につきまして、日頃から、格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 4 年度北海道肝炎対策協議会の協議を踏まえ、令和 4 年（2022 年）10 月 4 日付け感染症第 3081 号「ウイルス性肝炎対策の重点推進について（依頼）」により、術前検査等において、肝炎ウイルス検査を実施する診療科と連携し、肝炎ウイルス陽性を探知した際には、精密検査等を行うための受診勧奨を行っていただく旨、肝疾患に関する専門医療機関及び肝炎医療コーディネーターに対し、通知をしたところです。

今般、令和 5 年 3 月 9 日付け健が発 0309 第 2 号「手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果を踏まえた受診・受療・フォローアップの推進等の医療機関管理者への協力依頼」が通知されましたので、お知らせします。

つきましては、貴院内他科及び他の医療機関と連携し、術前検査等で陽性が確認された方に対する精密検査等の受診勧奨等、ウイルス性肝炎対策の取組の一層の推進をお願いします。

記

1 添付書類

- (1) 令和 5 年 3 月 9 日健が発 0309 第 2 号厚生労働省健康局がん・疾病対策課長通知「手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果を踏まえた受診・受療・フォローアップの推進等の医療機関管理者への協力依頼」
- (2) 肝炎対策の推進に関する基本的な指針
- (3) 令和 4 年（2022 年）10 月 4 日付け感染症第 3081 号北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課長通知「ウイルス性肝炎対策の重点推進について（依頼）」

感染症対策係

担当：佐藤

Tel：011-231-4111 内線(25-534)

資料 1

感染症第 5962 号
令和 5 年（2023 年）3 月 27 日

一般社団法人北海道医師会長 様

北海道保健福祉部長

手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果を踏まえた受診・受療・フォローアップの推進等の医療機関管理者への協力依頼について

本道における肝炎対策の推進につきまして、日頃から、格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 4 年度北海道肝炎対策協議会の協議を踏まえ、令和 4 年（2022 年）10 月 4 日付け感染症第 3081 号「ウイルス性肝炎対策の重点推進について（依頼）」により、術前検査等において、肝炎ウイルス検査を実施する診療科と連携し、肝炎ウイルス陽性者を探知した際には、精密検査等を行うための受診勧奨を行っていただく旨、肝疾患に関する専門医療機関及び肝炎医療コーディネーターに対し、通知をしたところです。

今般、令和 5 年 3 月 9 日付け健が発 0309 第 2 号「手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果を踏まえた受診・受療・フォローアップの推進等の医療機関管理者への協力依頼」が通知され、別添のとおり肝疾患診療連携拠点病院及び肝疾患に関する専門医療機関に対し、通知しましたので、お知らせします。

なお、道立保健所及び 4 市保健所を通じ、管内で手術前等に肝炎ウイルス検査を実施する医療機関及び郡市医師会に対し、通知していることを申し添えます。

記

1 添付書類

- （1）令和 5 年（2023 年）3 月 27 日付け感染症第 5962 号北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課長通知「手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果を踏まえた受診・受療・フォローアップの推進等の医療機関管理者への協力依頼」
- （2）令和 5 年 3 月 9 日健が発 0309 第 2 号厚生労働省健康局がん・疾病対策課長通知「手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果を踏まえた受診・受療・フォローアップの推進等の医療機関管理者への協力依頼」
- （3）肝炎対策の推進に関する基本的な指針
- （4）令和 4 年（2022 年）10 月 4 日付け感染症第 3081 号北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課長通知「ウイルス性肝炎対策の重点推進について（依頼）」

感染症対策係

担当：佐藤

Tel：011-231-4111 内線(25-534)

健が発0309第2号
令和5年3月9日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局がん・疾病対策課長
（ 公 印 省 略 ）

手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果を踏まえた
受診・受療・フォローアップの推進等の医療機関管理者への協力依頼

肝炎対策の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

ウイルス性肝炎は、国内最大級の感染症と言われており、その対策を総合的に推進するため、肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）に基づき、中長期的な肝炎対策の方向性等を定める肝炎対策の推進に関する基本的な指針（平成28年厚生労働省告示第278号。以下「肝炎対策基本指針」という。）を策定し、これに基づく取組や周知を行ってきたところです。

肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項については、肝炎対策基本指針第3（2）カにおいて、「国及び地方公共団体は、肝炎情報センター及び拠点病院の協力を得ながら、医療機関に対し、その規模を問わず、手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果について、例えば電子カルテによるシステムを利用する等により、受検者に適切に説明を行うよう依頼する。医療機関は、肝炎ウイルス検査の結果について確実に説明を行い、受診につなげるよう取り組む。」とされており、各医療機関に対し、組織的な取組をお願いしているところです。

平成30年度の診療報酬改定において、手術前医学管理料の算定留意事項として、本管理料に包括されている肝炎ウイルス関連検査を行った場合には、当該検査の結果が陰性であった場合も含め、当該検査の結果について患者に適切な説明を行い、文書により提供する旨が規定されました。さらに、令和4年度の診療報酬改定において、短期滞在手術等基本料についても、同様の取扱いが規定されています。（別紙参照）

また、肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項については、肝炎対策基本指針第4（2）アにおいて、「国、肝炎情報センター、地方公共団体、医療機関

等は、肝炎患者等が個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられるよう、肝炎患者等自身が診療についての正しい知識を得られるよう取り組む。また、肝炎ウイルス検査後のフォローアップや受診勧奨等に取り組む。」とされており、各関係者の協働による受診、受療、フォローアップの取組をお願いしているところで

す。

しかし、肝炎ウイルスに起因する肝炎、肝硬変又は肝がんに係る医療（以下「肝炎医療」という。）の体制が十分整備されていない地域があること、肝炎ウイルス検査結果が陽性であるにもかかわらず精密検査や肝炎医療を適切に受診していない者が多数に上ること等、必要な方に適切に肝炎医療を提供していくためには、いまだ解決すべき課題が多く残されています。

これを受け、関係団体の長に対し、改めて別添の通り協力を求めたところで

す。

肝炎対策基本指針第9（3）において、「都道府県においては、（中略）都道府県単位での肝炎対策を推進するための計画を策定する等、地域の実情に応じた肝炎対策を講じるための体制を構築し、管内市区町村、拠点病院をはじめとした医療関係者、肝炎患者等及びその他の関係者と連携して肝炎対策を推進することが望まれる。」とされており、各都道府県においても、改めて関係団体等に対する要請等、引き続き肝炎対策の推進に御協力いただきますようお願い

(別紙)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(令和4年3月4日保医発0304第1号)(抜粋)

A400 短期滞在手術等基本料

- (1) 短期滞在手術等基本料は、短期滞在手術等(日帰り及び4泊5日入院による手術、検査及び放射線治療)を行うための環境及び当該手術等を行うために必要な術前・術後の管理や定型的な検査、画像診断等を包括的に評価したものであり、次に定める要件を満たしている場合に限り算定できる。
- (2)～(14) 略
- (15) 本基本料に包括されている肝炎ウイルス関連検査を行った場合には、当該検査の結果が陰性であった場合を含め、当該検査の結果について患者に適切な説明を行い、文書により提供すること。

B001-4 手術前医学管理料

- (1) 手術前医学管理料は硬膜外麻酔、脊椎麻酔又は全身麻酔下で行われる手術の前に行われる定型的な検査・画像診断について、請求の簡素化等の観点から包括して評価したものであり、区分番号「L002」硬膜外麻酔、区分番号「L004」脊椎麻酔若しくは区分番号「L008」マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔下に手術が行われた場合に、月1回に限り、疾病名を問わず全て本管理料を算定する。
- (2)～(7) 略
- (8) 本管理料に包括されている肝炎ウイルス関連検査を行った場合には、当該検査の結果が陰性であった場合も含め、当該検査の結果について患者に適切な説明を行い、文書により提供すること。